

上田市公共交通活性化協議会規約及び上田市地域公共交通会議設置要綱の
一部改正について

上田市公共交通活性化協議会規約 第4条(組織)関係、別表1中、

上田市地域公共交通会議設置要綱 第3条(交通会議の構成員及び任期)関係、別表1中、

公共交通事業者等	上電バス(株) 運輸部長
----------	--------------

を

公共交通事業者等	上田バス(株) 運輸部長
----------	--------------

に改める。

道路管理者	国土交通省長野国道事務所上田出張所 所長
-------	----------------------

を

道路管理者	国土交通省長野国道事務所 副所長
-------	------------------

に改める。

公安委員会	丸子警察署 署長
-------	----------

を削除し、

公安委員会	上田警察署 署長
-------	----------

に統合する。

上田市公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 上田市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、上田市大手一丁目11番16号上田市役所内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、1年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は上田市都市建設部長をもって充てる。

- 2 会長は協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、協議会の出納監査を行う。

2 監査員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、会議の出席を求めることができる。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、上田市都市建設部地域交通政策課に事務局を置く。

2 事務局には事務局長、事務局員を置き、事務局長には上田市都市建設部地域交通政策

課長、事務局員には地域交通政策課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年 3月14日から施行する。

別表1 (第4条関係)

区 分	委 員
計画策定市町村	上田市都市建設部 部長
公共交通事業者等	上田バス(株) 運輸部長
	千曲バス(株) 取締役営業部長
	ジェイアールバス関東(株)小諸支店 支店長
	(社)長野県バス協会
	しなの鉄道(株) 経営企画課長
	上田電鉄(株) 取締役管理部長
	長野県タクシー協会上小支部 支部長
	〃 副支部長
道路管理者	千曲バス労働組合 執行委員長
	国土交通省長野国道事務所上田出張所 所長
	長野県上田建設事務所 所長
公安委員会	上田市都市建設部管理課 課長
	上田警察署 署長
学識経験者	丸子警察署 署長
	信州大学工学部土木工学科 教授
その他必要と認める者	上田女子短期大学総合文化学科 学科長
	上小圏域障害者総合支援センター 所長
	上田商工会議所卸・小売商業部会 副部会長
	上田観光コンベンション協会 専務理事
	上田市婦人団体連絡協議会 女性部副部長
	豊殿地域循環バス運営委員会 委員長
	上田市身体障害者福祉協会 女性部長
	上小高等学校長会 会長
	上田市自治会連合会 (上田地域代表)
	〃 (丸子地域代表)
	〃 (真田地域代表)
	〃 (武石地域代表)
	国土交通省北陸信越運輸局企画観光部交通企画課 課長
	国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局 首席運輸企画専門官
	長野県企画部交通政策課 課長
	長野県上小地方事務所地域政策課 課長

上田市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 上田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員及び任期)

第3条 交通会議は、別表1に掲げる委員をもって組織し、委員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、1年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 会長は上田市都市建設部長をもって充てる。

- 2 会長は協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議は、会長が召集し、議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により交通会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 交通会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 交通会議は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、交通会議の出

席を求めることができる。

7 前6項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年 3月14日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区 分	委 員
上田市	上田市都市建設部 部長
公共交通事業者等	上田バス(株) 運輸部長
	千曲バス(株) 取締役営業部長
	ジェイアールバス関東(株)小諸支店 支店長
	(社)長野県バス協会
	しなの鉄道(株) 経営企画課長
	上田電鉄(株) 取締役管理部長
	長野県タクシー協会 上小支部 支部長
	〃 副支部長
	千曲バス労働組合 執行委員長
道路管理者	国土交通省長野国道事務所上田出張所 所長
	長野県上田建設事務所 所長
	上田市都市建設部管理課 課長
公安委員会	上田警察署 署長
	丸子警察署 署長
学識経験者	信州大学工学部土木工学科 教授
	上田女子短期大学総合文化学科 学科長
その他必要と認める者	上小圏域障害者総合支援センター 所長
	上田商工会議所卸・小売商業部会 副部会長
	上田観光コンベンション協会 専務理事
	上田市婦人団体連絡協議会 女性部副部長
	豊殿地域循環バス運営委員会 委員長
	上田市身体障害者福祉協会 女性部長
	上小高等学校長会 会長
	上田市自治会連合会 (上田地域代表)
	〃 (丸子地域代表)
	〃 (真田地域代表)
	〃 (武石地域代表)
	国土交通省北陸信越運輸局企画観光部交通企画課 課長
	国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局 首席運輸企画専門官
	長野県企画部交通政策課 課長
長野県上小地方事務所地域政策課 課長	